

2021/22 競技規則改正の説明（審判向け）に使用している映像について

P3－ファウルと不正行為（第 12 条）－ 3. 懲戒措置：反スポーツ的行為に対する警告

[ゴールキック時におけるゴールキーパーによる意図的なトリック]

- ・ ゴールキック時にゴールキーパーが味方競技者にボールをフリック（はね飛ばす／浮かす）し、ボールを受けた味方競技者はヘディングでゴールキーパーに戻した。ゴールキーパーは、競技規則の裏をかくというトリックを企てたことから警告される。

P12－①意図的にボールに触れる

01：ハンドの反則である。攻撃側競技者がボールに向かって手や腕を意図的に動かしてボールに触れている。

02：ハンドの反則である。攻撃側競技者がボールの進行方向に手や腕を意図的に動かしてボールに触れている。

P16－②ボールが手や腕に当たったことの妥当性（反則である）

[体から離れる]

01：ハンドの反則である。攻撃側競技者がシュートを打とうとしているとき、守備側競技者がシュートを妨げようとして体を投げ出しながらボールにチャレンジした。守備側競技者の伸ばされた手/腕の位置は妥当とは判断されず、シュートされたボールが大きなバリアとなっていた手/腕に当たった。

02：ハンドの反則である。攻撃側競技者がシュートを打とうとしている状況で、守備側競技者がシュートを妨げようとして手/相手の前に立った時は手/腕の位置は妥当な位置であった。しかしながら、相手競技者がシュートをまさに打とうとしている状況で守備側競技者の手/腕が明らかに体から離れていき妥当な位置とは判断されず、シュートされたボールは大きなバリアとなっていた守備側競技者の手/腕に当たった。

03：ハンドの反則である。攻撃側競技者がシュートを打とうとしている状況で、守備側競技者がシュートを妨げようとして手/相手の前に立ちただけ、右の手/腕の位置は体から離れていた。その手/腕の位置は、相手競技者がシュートをまさに打とうとしている状況でも体から離れており妥当と判断されず、シュートされたボールは大きなバリアとなっていた守備側競技者の手/腕に当たった。

04：ハンドの反則である。攻撃側競技者がシュートを打とうとしているとき、守備側競技者がシュートを妨げようとして相手にチャレンジしており手/腕の位置は明らかに体から離れていた。シュートを打たれた後もその手/腕は体から離れていたため妥当な位置とは判断されず、シュー

トされたボールは守備側競技者の伸ばされた腕に当たった。

05：ハンドの反則である。攻撃側競技者がクロスボールをけり入れようとしている状況で、守備側競技者が左の手/腕を明らかに体から離し伸ばしながら攻撃側競技者に向かってチャレンジしたところ、けられたボールが妥当とは判断されない大きなバリアとなっていた守備側競技者の伸ばされた腕に当たった。

06：ハンドの反則である。相手の FK 時に壁となっていた守備側競技者が、けられたボールを避けようと体を左側に回転させながら右肘前方に動かしており、その位置は明らかに体から離れていた。その直後、ボールは大きなバリアとなっていた守備側競技者の伸ばされた腕に当たった。

[肩より上]

01：ハンドの反則である。相手側競技者がボールをコントロールしようとしている状況で、守備側競技者が後方から手/腕を明らかに肩より上に伸ばしながら攻撃側競技者に向かってチャレンジした。守備側競技者の手/腕の位置が妥当とは判断されない状況であり、プレーされたボールは大きなバリアとなっていた守備側競技者の伸ばされた手に当たった。

02：ハンドの反則である。ヘディングができなかった守備側競技者が、明らかに手/腕を肩より上に伸ばしており、その位置は妥当とは判断できない。後方にいた相手側競技者がヘディングしたボールが、妥当な位置にあるとは判断されない大きなバリアとなっていた腕に当たった。

P18-②ボールが手や腕に当たったことの妥当性（反則ではない）

[体に近い位置]

01：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者がクロスボールをけろうとしている状況で、守備側競技者がボールのコースを妨げようとして相手にチャレンジしたときは手/腕は体の横に付いていた。攻撃側競技者がけたボールが守備側競技者の腕に当たったが守備側競技者の腕は妥当な位置と判断できる。

02：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者がクロスボールをけろうとしている状況で、守備側競技者がボールのコースを妨げようとして相手にチャレンジしたときは手/腕は体から離れていたが、けられたボールが守備側競技者の腕に当たった時は手/腕は体の近い位置にあったことから守備側競技者の手/腕は妥当と判断できる。

03：ハンドの反則ではない。守備側競技者が相手のクロスボールに対応するためにゴール前に戻る状況で、前にいる攻撃側競技者がシュートを打てなかったボールがそのまま守備側競技者自身に向かってきて左腕に当たった。守備側競技者の手/腕は体の近くにあり妥当な位置と判断できる。

[体から離れているが自然の動き・位置]

01：ハンドの反則ではない。守備側競技者が、相手チームの攻撃に対して自陣のゴール方向に戻りながらボールを保持していない相手競技者に対応しようとしていた。自分の後方にいた相手競技者にボールが渡り守備側競技者が振り向いた直後に、ボールを受けた攻撃側競技者が前方にボールをコントロールした。そのボールが、振り向いた守備側競技者の手に当たったが、この時の手の位置は体から離れているものの自然の動きであり妥当であると判断できる。

02：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者が味方競技者によって前方にけられたボールに対して、相手競技者とヘディングの競り合いの中で接触がありバランスを崩したため右の手/腕が体から離れ肩よりも上に上がった。その状況で相手がヘディングしたボールが攻撃側競技者の手に当たったが、この時の手/腕の位置は体から離れていたとは言えバランスを保つための妥当な位置であると判断できる。

03：ハンドの反則ではない。ボールをゴール前にけろうとしている相手競技者に対して味方競技者とともに守備側競技者が相手競技者の前に位置した。その直後に相手競技者が二人の間にボールをキックし、そのボールが守備側競技者の左手に当たった。守備側競技者の手/腕は体の近くにありその位置は妥当であると判断できる。

[避けようとして手腕を内側方向に]

01：ハンドの反則ではない。ペナルティーエリア付近でこぼれたボールを攻撃側競技者がシュートしたボールが、10mほど離れた守備側競技者の右腕に当たった。守備側競技者はボールに当たることから避けるために両腕を体の近くに引きつけながら左側に体を回しており、その状況で右腕にボールが当たったが右腕は体の内側に収まっていることから妥当な位置にあると判断できる。

02：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者がシュートを打とうとしているとき、守備側競技者がシュートを妨げようとして相手にチャレンジしながらも上肢はボールに当たることを避けようと動いている。その動きの中で右腕は明らかに体から離れているものの、左手/腕は体を右に回転させながら体の内側に収めようとしている状況で左腕にボールが当たったが、左手/腕の位置は妥当な位置にあると判断できる。

* このケースで右手/腕にボールが当たった場合は、ハンドの反則となる。

03：ハンドの反則 でない。相手の FK 時に壁となっていた守備側競技者が、けられたボールを避けようと両手を顔の前にクロスさせながら体を右側に回転させたが、両腕とも体の近くに保たれていた。その直後、ボールは両腕に当たったが守備側競技者の手/腕は妥当な位置にあると判断できる。

P19-②ボールが手や腕に当たったことの妥当性（反則ではない）

[意図的プレー後に触れる]

01：ハンドの反則ではない。守備側競技者が前線にパスされたボールを相手競技者と競り合う中で体を倒しながらボールを左足でプレーした、そのボールが自身の左腕に当たった。守備側競技者の左腕はプレーに関して妥当な位置にあると判断できる。

02：ハンドの反則ではない。CK からのこぼれ球を受けた攻撃側競技者が右大腿部でボールをコントロールしたところボールが浮いたことで自身の右腕に当たった。攻撃側競技者の右腕はボールをコントロールするときのバランスを取ったものでありプレーに関して妥当な位置にあると判断できる。

* ボールが右腕に当たった攻撃側競技者自身が直後にシュートし得点となった場合は、ハンドの反則となる。* 表現を修正しました。

03：ハンドの反則ではない。守備側競技者がボールを左足でけったところ、バランスを取る右腕にボールが当たった。守備側競技者の右腕はプレーに関して妥当な位置にあると判断できる。

[手/腕は広がっているが、ボールが来ることが予想できない]

01：ハンドの反則ではない。味方競技者とともに相手競技者の対応をしている守備側競技者が、相手との距離を確認するように左腕を伸ばしたところ、相手がけったボールが近くにいた味方競技者に当たり、跳ね返ったボールが守備側競技者の左腕に当たった。守備側競技者の左腕は体から離れていたものの状況は理解できるものであり、またボールが予想しないところから来たことから当たることを避けることができなかったと判断できる。

02：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者からのクロスボールに対して守備側競技者が味方とともに対応しようとしたところ、味方競技者がクロスボールに対してバランスを崩しながらヘディングでクリアした。そのボールが近くにいた守備側競技者の右腕に当たったが、守備側競技者の右腕は動きに伴った妥当な位置にあり、またボールが予想しないところから来たことから当たることを避けることができなかったと判断できる。

03：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者からのクロスボールに対して守備側競技者がヘディングで対応しようとしたがプレーすることができず、そのまま体を左側にひねったところ、その直後に後方にいた相手競技者によってヘディングされたボールが守備側競技者の左腕に当たり、そのボールが続いて右腕に当たった。守備側競技者の左腕および右腕の位置は体の動きに伴ったバランスを保つ妥当なものであり、ボールが当たることを避けることができなかったと判断できる。

[支えている]

01：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者が前方の味方にパスをしたが、守備側競技者がそのボ

ールをスライディングで止めようとしてボールが足に当たり、跳ね返ったボールが倒れたときの腕に当たった。手/腕は体を支えようとして地面に付けた状況で腕にボールが当たったことから妥当な位置にあったと判断できる。

02：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者が、味方からのクロスボールをシュートしようとするところを守備側競技者がそのシュートを防ごうとしてスライディングタックルをした。シュートされたボールは、守備側競技者が倒れたときの右腕に当たったが、手/腕は体を支えようとして地面に付けた状況で腕にボールが当たったことから妥当な位置にあったと判断できる。

P22-③偶発的にボールに触れた直後に得点する

[得点の直前]

01：ハンドの反則である。攻撃側競技者の味方がシュートしたボールが攻撃側競技者の妥当な位置にある右腕に当たり、そのままゴールに入った。当たったボールが直接ゴールに入ったため得点は認められない。

02：ハンドの反則である。攻撃側競技者は、守備側競技者がけったボールが自身の妥当な位置にある右腕に当たり、その直後にシュートしてゴールに入った。攻撃側競技者は自身の右腕に当たったボールを直後にゴールに入れたことからハンドの反則として得点は認められない。

* 攻撃側競技者 10 番に当たったボールを、攻撃側競技者 12 番がシュートしてゴールに入った場合、ハンドの反則とはならず得点は認められる。

[得点の機会のみ]

03：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者は、味方のクロスボールをコントロールしたところ浮いたボールが自身の妥当な位置にある右手に当たった。この試合では、攻撃側競技者がシュートを打つ前に主審が笛を吹いたが、この状況では「得点の機会」であることから、この時点ではハンドの反則と判断せずにそのままプレーを続けさせる。

* この状況で、ボールに触れた攻撃側競技者自身が直後にシュートして得点した場合はハンドの反則となる。

[味方偶発的ハンド、そのボールを得点]

04：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者の味方がドリブルしながら倒れかけたところ守備側競技者がボールをコントロールしたが、そのボールが倒れた攻撃側競技者の味方競技者の右腕に当たった。そのこぼれたボールを攻撃側競技者が直接受けてワンタッチ後シュートしてゴールに入れた。この得点の機会は、味方競技者が偶発的にボールに触れたことにより作り出されたものであるため得点は認められる。

05：ハンドの反則ではない。攻撃側競技者がシュートしたボールが攻撃側の味方競技者の左腕に当たり、ボールに当たった味方競技者ではない攻撃側競技者がその跳ね返ったボールを直接シ

ュートしてゴールに入れた。この得点の機会は、味方競技者が偶発的にボールに触れたことにより作り出されたため得点は認められる。***一部の表現を修正しました。**

P23－まとめ

- ・ 守備側競技者がコントロールしきれなかったボールが攻撃側競技者方向にこぼれた。攻撃側競技者がそのボールを直接シュートしようとする状況で、直前にコントロールしようとした守備側競技者はシュートを妨げようとしてボールにチャレンジし、けられたボールは守備側競技者の体から離れた右腕に当たった。この状況で、相手またはボールにチャレンジすることは、ボールが手/腕に当たればハンドの反則で罰せられるリスクが高いことを競技者は理解する必要がある。
- ・ ボールに当たった守備側競技者の左横にいる競技者もシュートを妨げようとしてシュートコースに入りながらも両手/腕を体の近くに引き寄せている。この状況は手/腕を体に内側に収めながらボールを避けようとしており、例え競技者の手/腕に当たったとしてもハンドの反則とはなるリスクは少ない。
- ・ 更に、この二人の後方にいる 3 名の守備側競技者の内、2 名はシュートに対して両腕を後方に組んでいる。これは、ボールが腕に当たるリスクを回避している行動であるが、競技者がこのような行動を取ることは求められているものではない。

以上